

## 所沢市議会基本条例の一部を改正する条例（案）について（案）

### 1. はじめに

所沢市議会では、災害時においても議会機能の維持・回復を図り、市民の安全確保と災害復旧に向け、市と連携して迅速かつ適切な災害対策活動が行えるよう、必要な組織体制や基本的役割等を定める議会BCP（機能継続計画）を策定するべく検討を進めています。

これに伴い、議会BCPを策定するための根拠条文を整備するため、一部改正を行うものです。

### 2. 改正内容

改正後	改正前
<p>（災害時等における議会の活動）</p> <p>第28条 議会は、災害時等においては議長を中心に、災害対策会議を招集し市内の被害状況等の情報共有を図り、かつ市長等との情報共有を図ることにより、適切な対応について協議し、市民の安全確保と被害の拡大防止に努めるものとする。</p> <p><u>2 災害時等における議会の組織体制、議会及び議員の基本的役割、議会機能の継続・回復に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>（災害時における議会の活動）</p> <p>第28条 議会は、災害時においては議長を中心に、災害対策会議を招集し市内の被害状況等の情報共有を図り、かつ市長等との情報共有を図ることにより、適切な対応について協議し、市民の安全確保と被害の拡大防止に努めるものとする。</p>

第28条第1項は、新型コロナウイルス等の感染症による対応も含めるため、「等」を加えます。

第28条第2項は、議会の災害等対応マニュアルや議会BCPを策定するための根拠条文を規定しました。

2. 施行予定日

令和 年 月 日 施行予定

所沢市議会基本条例新旧対照表

新	旧
<p>(災害時等における議会の活動)</p> <p>第28条 議会は、災害時等においては議長を中心に、災害対策会議を招集し市内の被害状況等の情報共有を図り、かつ市長等との情報共有を図ることにより、適切な対応について協議し、市民の安全確保と被害の拡大防止に努めるものとする。</p> <p>2 災害時等における議会の組織体制、議会及び議員の基本的役割、議会機能の継続・回復に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>(災害時における議会の活動)</p> <p>第28条 議会は、災害時においては議長を中心に、災害対策会議を招集し市内の被害状況等の情報共有を図り、かつ市長等との情報共有を図ることにより、適切な対応について協議し、市民の安全確保と被害の拡大防止に努めるものとする。</p>